

ジェイコム湘南・神奈川 南横浜局と4区 (港南・金沢・戸塚・栄)で災害協定を締結しました

港南区・金沢区・戸塚区・栄区の4区（「4区」）は、近年頻繁に発生している風水害や土砂災害をはじめ、震災等の災害に備え、株式会社ジェイコム湘南・神奈川 南横浜局（「J:COM南横浜」）と、災害対応時の支援として、人員や車両等の提供に関する「災害時における地域支援の協力に関する協定」を、令和3年3月16日に締結しました。

1 経緯

4区とJ:COM南横浜は、災害発生時における相互協力に関する協定を締結しており、発災時の区民に対する災害情報の放送等についての協力体制を構築しています。今回はこれに加え、J:COM南横浜から、社員の方々による人的な支援や保有車両及び救援物資等の提供などにより地域に貢献したいとお申出をいただき、協定締結に至りました。

2 協定の内容

J:COM南横浜の機動力及びマンパワー等を生かし、4区で災害により被害が発生した場合には、次のような支援を無償で実施していただきます。

- (1) 社員及び関係者による人的支援
- (2) 保有車両及び救援物資等の提供
- (3) その他必要と認めた事項

3 協定締結の調印

J:COM南横浜局 局長と4区長が各区役所で調印を行いました。



港南区



金沢区



戸塚区



栄区

お問合せ先		
港南区総務課長	繁野 芳彰	Tel 045-847-8303
金沢区総務課長	富士田 美枝子	Tel 045-788-7703
戸塚区総務課長	飯田 晃	Tel 045-866-8303
栄区総務課長	伊藤 ゆかり	Tel 045-894-8311
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 南横浜局	寺岡 光盛	Tel 045-847-1841

災害時における地域支援の協力に関する協定
(港南区、金沢区、戸塚区、栄区共通)

株式会社ジェイコム湘南・神奈川 南横浜局（以下「甲」という。）及び横浜市港南区役所（以下「乙」という。）は、災害時の地域支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、横浜市港南区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙又は地域が行う応急対策業務及び被災者支援業務に対し提供する協力内容等について明示することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力することができる。

- (1) 甲の社員及び関係者による人的支援
- (2) 甲の保有車両及び救援物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

(協力要請の手続き)

第3条 甲又は乙は、前条の規定により協力の要請又は申し出（以下「要請等」という。）を行う場合は、別紙様式に所定の事項を記載し、第8条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより要請等ができるものとする。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請等を行った場合は、当該要請等の内容を別紙様式により、後日速やかに送付しなければならない。

(協力の実施)

第4条 甲は、前条の規定により協力の要請等があった場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 甲が乙への協力にあたり知り得た情報の取り扱いについては、乙と協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく要請等により生じた物件については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として甲が無償でこれを提供するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、双方が負担すべき額を決定するものとする。

(サービス)

第6条 甲又は乙の要請等に基づき活動する甲の社員のサービスその他の取り扱いは、甲の定め

によるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、甲の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲は管理部長、乙は総務課長とする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 乙の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 3年 3月 16日

甲

横浜市港南区上大岡西 1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー24F
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
南横浜局 局長

乙

横浜市港南区港南四丁目 2 番 10 号
横浜市港南区役所
区長